

山梨県普及活動第三者評価実施要領

この要領は、普及活動を実施する技術普及センター（総合農業技術センター専門指導スタッフおよび農業技術普及部、果樹試験場果樹技術普及部、畜産試験場畜産普及科）および地域普及センター（各農務事務所農業農村支援課）を対象として実施する第三者委員会による普及活動の評価（以下「第三者評価」という。）について必要な事項を定める。

第1 第三者評価の目的

第三者評価は、普及活動が高度化・多様化する中で、第三者委員会（以下「委員会」という。）において、幅広い視点から客観的な評価を受け、その結果を今後の効率的・効果的な普及活動の推進に資することを目的として実施する。

第2 第三者評価の方法

1 第三者評価の対象

第三者評価の対象は、技術普及センターおよび各地域普及センターにおける普及活動計画、普及活動の体制、重点課題に係る普及活動の実績等とする。

2 評価項目と評価の視点

評価項目と評価の視点は別紙1のとおりとする。

3 第三者評価の実施場所

第三者評価は、原則当該する地域普及センターにおいて実施する。

第3 委員会

1 委員会の設置及び開催

- (1) 農業技術課長は、普及活動の第三者評価を実施するため、委員会を設置し、委員会を開催する。
- (2) 委員会には、必要に応じて関係者をオブザーバーとして参加させることができる。

2 委員の構成及び任期

- (1) 委員会の委員は、外部有識者、マスコミ関係者、農業団体、農業者、消費者等をもって構成し、農政部長が委嘱する。
- (2) 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員会の運営

- (1) 委員長は、委員の互選により選出する。
- (2) 委員長は、委員会の座長を務める。

4 資料の提出

総合農業技術センター所長は、委員会の円滑な開催に資するため、委員会の開催に先立ち、あらかじめ別紙2に示した資料を委員に送付する。

第4 評価結果の提出

委員長は、委員会での各委員の意見及び別紙3の委員評価表に記載された各委員の評価を第三者評価報告書（以下「報告書」という。）として取りまとめ、農業技術課長並びに総合農業技術センター所長に提出する。

第5 評価結果の活用

- (1) 総合農業技術センター所長は、委員長から提出された報告書の内容を技術普及センター及び地域普及センターに通知する。
- (2) 技術普及センター及び地域普及センターの所属長は、報告書の内容を十分に踏まえ、適切な普及指導活動の推進や運営を図る。

第6 評価結果の公表

農業技術課長並びに総合農業技術センター所長は、報告書の内容とこれに基づいた取り組みについて、印刷物やインターネット等により農業者及び県民に公表する。なお、個人情報の保護等の必要のある場合は、公表方法について適切な配慮をする。

第7 事務局

事務局は、農業技術課並びに総合農業技術センターに置く。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項については農業技術課長が別に定める。

附則

この要領は、平成18年6月20日から施行する。

この要領は、平成20年9月24日から一部改正

この要領は、平成22年7月21日から一部改正

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

山梨県普及活動外部第三者評価実施要領(平成15年8月8日制定)は廃止する。